第六条

1　専門家及び調査団の構成員の任務の遂行に必要な設備、機械及び資材であって日本国政府の指定された防衛当局が用意するものは、引き続き、日本国政府の指定された防衛当局の財産とする。

2　1に規定する設備、機械及び資材の亡失又は損傷について、その亡失又は損傷が、専門家又は調査団の構成員以外の要員の重大な過失又は故意により生じた場合には、モンゴル国政府は、日本国政府の指定された防衛当局に対して賠償する。

3　モンゴル国政府は、専門家及び調査団の構成員に対し、1に規定する設備、機械及び資材の輸入に関し、領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得の要件を免除する。

4　モンゴル国政府は、専門家及び調査団の構成員に対し、1に規定する設備、機械及び資材の現地購入に関し、租税及び課徴金を免除する。

第七条

モンゴル国政府は、その指定する機関を通じ、専門家及び調査団の構成員と緊密に連絡を保つものとする。

第八条

モンゴル国政府は、モンゴル国に滞在する専門家及び調査団の構成員の安全を確保するために必要な措置をとる。

第九条

1　両締約国政府は、この協定から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

2　この協定は、両締約国政府間の書面による合意により改正することができる。

第十条

この協定の終了は、この協定の下で既に実施されている協力に関連する任務を遂行するためにモンゴル国に滞在中の専門家及び調査団の構成員に対して与えられる特権、免除及び便宜に影響を与えるものではない。

第十一条

1　この協定は、日本国政府がモンゴル国政府からこの協定の効力発生のために必要な国内手続を完了した旨の書面による通告を受領した日に効力を生ずる。

2　この協定は、一年間効力を有するものとし、いずれか一方の政府が他方の政府に対し少なくとも六箇月の予告をもって協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、毎年自動的に一年ずつ更新される。

3　2の規定にかかわらず、日本国政府が第三条の規定への違反を発見した場合には、この協定は、終了する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十五年六月二日にウランバートルで、ひとしく正文である日本語、モンゴル語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語による。

日本国政府のために
清水武則

モンゴル国政府のために
ツェレンダシ・ツォルモン

○農林水産省告示第千九百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年八月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県鹿足郡吉賀町柿木村大野原九六二の二、一一八五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年八月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岩手県二戸市野々上字中屋敷五八の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び二戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年八月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　㈠　保安林の所在場所　北海道勇払郡むかわ町有明一三二の一地先・一三三の一地先（以上二筆地先について次の図に示す部分に限る。）、一三三の一、釧路郡釧路町別保一丁目四二の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）、四一の二、四四の二、四五、四六の二、別保三丁目一三の一（次の図に示す部分に限る。）

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

㈠　保安林の所在場所　北海道二海郡八雲町熊石畳岩町六六の一地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、三六八（次の図に示す部分に限る。）、三六三、松前郡福島町字浦和四二地先・一五二地先・二八三地先（以上三筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、厚岸郡厚岸町御供一〇番地先（国有林）

㈡　指定の目的　土砂の崩壊の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年八月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県南陽市宮内字愛岩沢四三四九の一、四三五〇の一、四三五一の一、四三五二、四三五三の一、四三五四、四三五五の一、四三五六から四三五九まで、四三六〇の一、四三六一の一から四三六一の六まで、四三六二、字梅ヶ沢四二二四から四二二六まで、四二二六の乙、四二二七、字梅ヶ沢山四三二九、四三三〇、字大沢一　四二八三、四二八五、四二八八から四二九二まで、四二九一の一、字小坂四二三〇の一、四二三一の一、四二三二から四二三六まで、四二三七の一、四二三七の二、字小坂山四三三九から四三四六まで、四三四五の一、四三四七の一、四三四七の二、四三四八、字十二堂山四三三一から四三三五まで、四三三六の一から四三三六の五まで、四三三七、四三三八、字外屋沢四三六三の一、四三六四から四三六八まで、四三六五の一、四三六八の一から四三六八の七まで、字大沢山四三七八から四三八二まで、四三七八の一、四三八三の一、四三八三の二、四三八四から四三八八まで、四三八八の一から四三八八の二まで、字羽山堂山四三六九から四三七六まで、四三六九の一から四三六九の一〇まで、四三七三の一、四三七四の一、四三七五の一、四三七六の一、四三七六の二、四三七七の一から四三七七の一五まで、字羽山堂二　四二六五の三、四二六六から四二六八まで、四二七九の一、四二七〇から四二七六まで、四二七〇の一、四二七〇の二、四二七四の乙、字大沢二　四二九三から四二九六まで、四二九四の一、四二九八、四二九九、四三〇一、四三〇二